

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

右の案を提出する。

平成二十五年六月五日

提出兼賛成者

議員 うどう 巧

同 益 満 寛 志

同 錦 織 淳 二

同 榎 本 茂

港区議会議長 様

(理由) 口頭をもって説明する。

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

港区防災対策基本条例（平成二十三年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項中「停止」の下に「、避難時における事故」を加え、「避難等に必要な用具」を「避難及び残留居住に必要な用具、物資等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

高層住宅においては、残留居住を努力義務とし、避難時に非常階段等で想定される事故等、二次災害を回避することを目的として、条例改正を提案する。